

函館市人口減少対策本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における人口減少に関する対策を全庁的に推進するため、
函館市人口減少対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人口減少対策に係る情報の収集、共有に関すること。
- (2) 人口減少対策に係る施策の策定、推進に関すること。
- (3) 当該各号に掲げるもののほか、人口減少対策に必要と認められる
事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

- (1) 本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 副本部長は、副市長をもって充てる。
- (3) 本部員は、教育長、企画部長、総務部長、財務部長のほか、必要
に応じて本部長が指名する部局長をもって充てる。

2 本部長は、対策本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、企画部に属
する事務を担当する副市長をもって、その職務を代理する。

(会議)

第4条 対策本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意
見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 本部長は、第2条の所掌事項を遂行するため、必要があると認
めるときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、本部長が指名する職員をもって組織する。

3 専門部会には部会長を置き、当該専門部会に属する職員のうちから、
本部長が指名する。

(プロジェクトチーム)

第6条 本部長は、第2条の所掌事項を遂行するため、特定の目標に関して部局横断的かつ集中的に施策を策定および推進する必要があると認めるときは、プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置することができる。

- 2 チームは、リーダーおよび構成員をもって組織する。
- 3 リーダーは、本部長をもって充てる。
- 4 構成員は、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、副リーダーを指名することができる。

（事務局）

第7条 対策本部に、事務局を設置する。

- 2 事務局長は、企画部次長をもって充てる。
- 3 事務局員は、事務局長の指名する職員をもって充てる。
- 4 対策本部の庶務は、事務局において処理する。
- 5 前項の規定にかかわらず、チームの庶務は、リーダーが指名する構成員が所属する部局において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月24日から施行する。